

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公表日と同日の変更内容について、提出時期が事前であるものは次期システム特有の内容であり、事後であるものは現行・次期システム共通の内容となります。

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年3月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳関係事務
②事務の概要	<p>徳島市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に対する正確な記録を整備する必要がある。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便性を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となっている。</p> <p>また、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。</p> <p>①個人単位の住民情報を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②住民異動届(転入届・転居届・転出届・世帯変更届等)又は職権に基づく住民票の記載・削除・修正等による住民基本台帳への更新 ③転入届に基づく住民票を記載した際の転出地市町村への通知、個人番号カード保有者の場合は、転出地市町村から転出証明書情報を受領 ④転出届に基づく住民票を削除した際の転出証明書の交付、個人番号カード保有者の場合は、転入地市町村へ転出証明情報を通知 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事への通知 ⑥地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会 ⑦住民票への住民票コード及び個人番号の記載、請求による住民票コードの変更 ⑧個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑨個人番号等を用いた本人確認 ⑩住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑪閲覧申請による住民基本台帳の閲覧 ⑫交付請求による住民票の写し等証明書の交付 ⑬ドメスティックバイオレンス等被害者の支援措置(証明書交付等の制限) ⑭情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理 ⑮住民票等のコンビニ等での交付</p>
③システムの名称	①住民記録システム、②証明書コンビニ交付システム、③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、④番号連携システム、⑤中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民記録情報ファイル 2. 本人確認情報ファイル 3. 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民文化部住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134</p>
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	徳島市市民文化部住民課住民記録係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5134
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<p><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	----------	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

(別紙) 法令上の根拠

番号法第19条第8号 別表第2

1の項	健康保険法第5条第2項	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）第1条
2の項	健康保険法	別表第2省令第2条
3の項	健康保険法	別表第2省令第3条
4の項	船員保険法第4条第2項	別表第2省令第4条
6の項	船員保険法又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法	別表第2省令第6条
8の項	児童福祉法	別表第2省令第7条
9の項	児童福祉法	別表第2省令第8条
11の項	児童福祉法	別表第2省令第10条
16の項	児童福祉法	別表第2省令第12条
18の項	予防接種法	別表第2省令第13条
20の項	身体障害者福祉法	別表第2省令第14条
23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	別表第2省令第16条
27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	別表第2省令第20条
30の項	社会福祉法	
31の項	公営住宅法	別表第2省令第22条
34の項	私立学校教職員共済法	別表第2省令第22条の3
35の項	厚生年金保険法	別表第2省令第22条の4
37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律	別表第2省令第23条
38の項	学校保健安全法	別表第2省令第24条
39の項	国家公務員共済組合法	別表第2省令第24条の2
40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法	別表第2省令第24条の3
42の項	国民健康保険法	別表第2省令第25条
48の項	国民年金法	
53の項	知的障害者福祉法	別表第2省令第27条
54の項	住宅地区改良法	別表第2省令第28条
57の項	児童扶養手当法	別表第2省令第31条
58の項	地方公務員等共済組合法	別表第2省令第31条の2
59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法	別表第2省令第31条の3
61の項	老人福祉法	別表第2省令第32条
62の項	老人福祉法	別表第2省令第33条
66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	別表第2省令第37条
67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項	別表第2省令第38条
70の項	母子保健法	別表第2省令第39条
74の項	児童手当法	別表第2省令第40条
77の項	雇用保険法	別表第2省令第41条
80の項	高齢者の医療の確保に関する法律	別表第2省令第43条
84の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項	別表第2省令第43条の3
85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	別表第2省令第43条の4
89の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
91の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項	別表第2省令第44条の2
92の項	平成8年法律第82号	別表第2省令第45条
94の項	介護保険法	別表第2省令第47条
96の項	被災者生活再建支援法	別表第2省令第48条
97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	別表第2省令第49条

(別紙) 法令上の根拠

番号法第19条第8号 別表第2

101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項	別表第2省令第49条の2
102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律	別表第2省令第50条
103の項	独立行政法人農業者年金基金法	別表第2省令第51条
105の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	
106の項	独立行政法人日本学生支援機構法	別表第2省令第53条
107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	別表第2省令第54条の2
108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	別表第2省令第55条
111の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律	別表第2省令第56条
112の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	別表第2省令第57条
113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	別表第2省令第58条
114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	別表第2省令第59条
116の項	子ども・子育て支援法	別表第2省令第59条の2の2
117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律	別表第2省令第59条の2の3
120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律	別表第2省令第59条の3

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	公表日	42037	42552	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 久保英夫	②所属長 住民課長 大久保達人	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年7月1日	(別紙)法令上の根拠	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	公表日	42552	42636	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第14号	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第26条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	74の項 児童手当法 別表第2省令第40条	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第43条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	85の2の項 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 別表第2省令第43条の4	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第44条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第49条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	119の項	別表第2省令第59条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	117の項 年金生活者支援給付金の支給に関する法律	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成28年9月23日	(別紙)法令上の根拠	119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律	120の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 別表第2省令第59条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	公表日	42636	42923	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号	番号法 第19条第8号	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第22条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	別表第2省令第22条の2	別表第2省令第22条の4	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第24条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成29年7月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	別表第2省令第31条の3	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 住民課長 大久保達人	②所属長の役職名 住民課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため
平成30年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
平成30年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	(別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法 別表第2省令第15条	21の項 身体障害者福祉法	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	②証明書自動交付機システム	③証明書コンビニ交付システム	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和2年9月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 市民環境部住民課	②部署 市民文化部住民課	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 徳島市市民環境部住民課住民記録係	請求先 徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	連絡先 徳島市市民環境部住民課住民記録係	連絡先 徳島市市民文化部住民課住民記録係	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和3年9月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表2	番号法 第19条第8号 別表2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和4年9月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加	⑮住民票等のコンビニ等での交付	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①住民記録システム(既存住民基本台帳システム)、②新窓口対応システム(庁内連携システム)、③証明書コンビニ交付システム、④住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、⑤番号連携システム、⑥中間サーバーシステム	①住民記録システム、②証明書コンビニ交付システム、③住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、④番号連携システム、⑤中間サーバーシステム	事前	
令和6年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第7条(指定及び通知)第16条(本人確認の措置)第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)第5条(住民基本台帳の備付け)第6条(住民基本台帳の作成)第7条(住民票の記載事項)第8条(住民票の記載等)第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第7条(指定及び通知)第16条(本人確認の措置)第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)第5条(住民基本台帳の備付け)第6条(住民基本台帳の作成)第7条(住民票の記載事項)第8条(住民票の記載等)第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)第22条(転入届)第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別紙のとおり (別表第2における情報照会の根拠) なし 番号法 第19条第8号	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	21の項 身体障害者福祉法	削除	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	79の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 別表第2省令第49条	削除	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため
令和6年3月7日	(別紙)法令上の根拠	記載なし	107の項 特定障害者に対する特別障害給に関する法律 別表第2省令第54条の2	事後	軽微な変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていないため